

◎新潟県告示第360号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年4月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）  
基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県内全域